

第5章 大綱と基本方針

第1節 大綱

史跡甲府城跡の望ましい将来像を以下に示す。

- 甲府城跡の価値を確実に保存し、将来に伝えていくため、史跡を構成する要素について現状把握をした上で日常的な維持管理を適切に行い、必要に応じて計画的な保存修理を実施するなど、厳格な保存管理を行う。
- 甲府城跡の価値をさらに明らかにしていくため、調査研究を計画的・継続的に進める。
- 甲府城跡周辺の歴史的眺望・史跡景観は、史跡の価値を視覚的に捉えるための重要な要素であることから、これを将来に継承していく。
- 甲府城跡の価値を多くの人々に知ってもらうため、調査研究の成果を広く公開し、史跡を学びの場として活かすとともに、甲府城の魅力向上に努め、来訪者が学び楽しめるよう、整備を進める。
- 甲府城跡とその周辺の中心市街地との調和をはかり、多様な交流や賑わいを生み出すよう、城とまちが一体となった魅力的な空間の創出を図る。
- 将来にわたり、史跡の保存・活用を適切に、そして継続的に行っていくため必要な組織・体制を確立する。
- 甲府城跡の保存・活用を推進し、その歴史について正しい理解を促すとともに、地域の城としての意識を高め、甲府城跡の価値を、県民、行政機関、地元関係者、関連団体、観光団体など、多様な関係者が連携し、みんなで守っていくしくみ作りを図る。

第2節 基本方針

1. 保存・管理の基本方針

- (1) 本質的価値を構成する要素である縄張り・石垣・堀などの遺構を保存するため、日常的な維持管理を確実に行うとともに自然環境や史跡景観の保全を図り、甲府城跡の価値を将来にわたり伝えていく。
- (2) 保存に必要な調査研究を計画的・継続的に進めていく。
- (3) 現状変更等の行為については、明確な方針を定め、適切に運用していく。
- (4) 追加指定を目指す範囲については、当該地の確実な保存に向け、指定同意の働きかけを行っていく。

2. 活用の基本方針

- (1) 甲府城跡の本質的価値を、多様な来訪者にわかり易く伝えるため、調査研究を進め、その成果を積極的に公開していく

- (2) 史跡甲府城跡の本質的価値を幅広く活用し、子供たちや県民にその魅力を伝えるため、学校教育や社会教育と連携させた取組みを推進する。
- (3) 甲府城跡とその城下町を観光資源として活用し、地域活性化につなげる方法について検討していく。
- (4) 史跡指定地のほとんどは、都市公園として開放されているが、これまで史跡の本質的価値を活かした整備が行われ利活用が図られてきた。今後も引き続き、史跡と都市公園のさらなる共存を目指す中で利活用を進めていく。

3. 整備の基本方針

- (1) これまで行われてきた整備内容について再検討し、甲府城跡の今後の保存と活用に向けた整備事業を計画的に実施していくための整備方針を定める。
- (2) 整備にあたっては、史跡の本質的価値を保持し、本来的な姿を顕在化するため、各種調査成果に基づき内容を検討する。
- (3) 多様な来訪者に甲府城跡の価値をわかり易く理解してもらうため、ガイダンス等公開活用のための施設整備を検討する。
- (4) 城から見る城下町、また城下町から城を望む視点場を確保し、甲府城跡が醸す史跡景観と、その周辺一帯を含めた歴史的眺望を維持するための整備について検討する。

4. 運営・体制の基本方針

- (1) 本計画に基づいた史跡の保存・活用のため、必要な運営・体制を整備し維持し、効果的かつ円滑な事業運営を目指す。
- (2) 将来にわたり史跡の保存・活用を適切かつ継続的に行っていくために、官民一体となった維持管理体制の確立を目指す。

第6章 保存・管理の方向性と方法

第1節 保存・管理の方向性

甲府城跡の本質的価値を適切に保存していくためには、遺構保全のための日常的な維持管理を行うとともに、継続的な調査研究を確実に進めていく必要がある。このためには体制整備が不可欠となる。また、甲府城跡を形成する自然環境や史跡景観の保全を図っていくことが必要がある。そして、城域を適切に保護するため、必要に応じて史跡の追加指定を目指していく。

1. 全体的な方法

- (1) 日常的な維持管理を適切に行い遺構を保護し、史跡の環境や景観の維持に努める。
- (2) 既調査成果の検討を含めた調査研究を計画的・継続的に実施することにより、甲府城跡の本質的価値に関するデータを蓄積し、その価値を顕在化させる。
- (3) 史跡内のき損箇所や変状の進行の把握を定期的に行い、き損及び危険個所を事前に察知し、それらの情報に基づき計画的な調査及び修理を実施していく。
- (4) 現状変更等の行為については、明確な取扱方針や取扱基準のもと、厳密な判断を行い、史跡の価値を損なうことのないようにする。
- (5) 平成30年度の史跡指定申請時に、将来的な指定を目指すとしている範囲については、土地所有者の同意を得られるよう努める。また、指定地の公有地化については、土地所有者の意向を踏まえた上で進めることとする。
- (6) 史跡周辺の歴史的眺望は、本質的価値の特徴を視覚的に捉えるための重要な要素であるため、これを将来にわたり伝えていくよう眺望・景観に関する方針を明確にしていく。

第2節 保存・管理の方法

1. 史跡指定地内

a 史跡の本質的価値を構成する要素

構成要素		保存管理方法
地上遺構	縄張り関連（地形、曲輪・虎口等）	<ul style="list-style-type: none"> 適切に維持管理していく必要がある。 改変を受けた箇所については、利活用上の必要性と本質的価値の保全・顕在化の観点から、総合的な検討を行う。
	石垣	<ul style="list-style-type: none"> 城郭を構成する主要な遺構であるため、保存管理を厳密に行う。 定期的に現状把握を行い、石垣カルテの更新等データの蓄積を行う。 危険度の高いものは動態観測等を実施して変状の進行状況を把握する。 変状が見られるものについては、必要に応じて計画的に修理を実施する。 修理にあたっては、変状の進行を抑える方向で、叩き締めや間詰石の補充等、多様な修理方法を検討し、解体修理を必要とする状況にならないよう努める。 石垣への落書きについては、史跡保護についての意識の醸成を図ると共に、石垣を傷めずに消す方法について検討する。
	堀	<ul style="list-style-type: none"> 内城の範囲を画す重要な遺構として保存管理を厳密に行い、併せて水質浄化等の環境保全を適切に行う。
	石切場	<ul style="list-style-type: none"> 保存のために必要な調査を行い、適切に維持管理していく。
地下遺構・遺物（近世）	地下遺構（堀跡・石切場跡・建物跡・門跡等）・遺物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の本質的価値を把握するため、発掘調査等を計画的に実施する。 現状保存を原則とし、遺構・遺物の確実な保存を図る。 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査を実施するなど、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。

b 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

構成要素		保存管理方法
地下遺構・遺物（近世以前）	地下遺構（井戸跡等）・遺物	<ul style="list-style-type: none"> 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査を実施するなど、地下遺構等への影響を最小限に抑える方法を検討し、遺構等の保存に努める。

c 史跡の保存・活用に有用な要素

構成要素		保存管理方法
復元建造物（復元建造物・修景施設）	復元建造物	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な維持管理計画を作成するなど、日常的、計画的な点検を十分に行う方法について検討する。また、防火設備・消火施設等の整備について検討する。
	修景施設（漆喰塀）	
表示遺構	井戸、礎石、二重石垣等	<ul style="list-style-type: none"> 適切に維持管理していく。 表示内容に最新の調査研究成果を反映させていく必要があるため、中長期的な整備計画の中で検討する。
樹木	マツ・サクラ・イヌツゲ等	<ul style="list-style-type: none"> 現存ある樹木は、公園整備の一環で植樹されたものであり、史跡景観上、本来的な姿を表していないことから、史跡本来の樹木のあり方について検討する必要がある。 樹木の根などが、石垣など史跡の価値を構成する諸要素に影響を及ぼす場合には、遺構保護を最優先とした対策を検討する。 樹木の抜根については、遺構等への影響を十分に検討した上で、適切な方法で実施する。 樹木の維持管理については、遺構の保護や史跡景観に配慮し、日常的な樹木管理の徹底に努める。 原則として新規の植栽は行わない事とするが、修景等の目的で更新や新規植栽の必要がある場合は、遺構等への影響を十分に検討した上で計画的に実施する。

便益施設	便益施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な点検や維持管理を基本として現状を維持する。 ・諸施設の配置や規模については、利活用上の必要性と、史跡の本質的価値を保護し、史跡景観を保全する観点から各施設の設置位置や数量、意匠等について総合的に検討する必要がある。 ・改修・新設等については、遺構及び景観の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準により、必要最小限にする。
管理施設	管理施設全般	「便益施設」を参照
	史跡境界標	・文化財保護法（第115条第1項）で設置を義務づけられている史跡境界杭を設置する。
	転落防止柵	・石垣天端からの転落を防止するため設置しているが、定期的な改修が必要となっているため、石垣等遺構への影響や史跡景観の保全に係る観点から、そのあり方について検討する。
	生垣	・公園としての緑化目的の他、石垣天端からの転落防止や石垣等への過度な接近を防ぐなど安全管理や遺構保護の目的も兼ねるが、石垣等遺構への影響や史跡景観の保全に係る観点から、そのあり方について検討する。
インフラ施設	埋設管、排水設備等	・適切に維持管理する。

d 近代以降の地域の歴史に関わる要素

構成要素	保存管理方法
地下遺構・遺物（近世以降）	勧業試験場跡、葡萄酒釀造所跡 勧業試験場跡や葡萄酒釀造所跡など近世以降の地域の歴史に関わる遺構が確認されているため、引き続き、内容確認調査を実施し、保存活用の方針について検討する。
歴史的建造物	武徳殿、恩賜林記念館 史跡の本質的価値とは直接的な関係はなく、ともに建設位置は、築城期の石垣に隣接した場所であることから、本質的価値の顕在化及び史跡景観の上で影響が見られる。このため、将来的には移転等の取扱いも検討すべきであるが、現在使用されている施設であることから、今後、大規模改修等の際や、該当箇所で史跡整備を行う際には、所有者の意向を尊重しながら個別に検討することとする。 現状変更については、現状の位置や規模等の範囲内で躯体に大きな変更を伴わない軽微な改修等は認めることとする。
記念碑	謝恩碑、明治天皇御登臨之跡、小田切謙明碑、明治天皇御製碑、園記碑、愛宕山山荘碑 史跡の本質的価値とは直接的な関係はなく、史跡景観の上でもその影響が見られるため、将来的には移転等の取扱いも検討すべきである。しかしながら明治期以降の地域の歴史を語る資料という側面を持ち合わせていることから、今後、碑の改修が必要になった場合や、該当箇所で史跡整備を行う際には、所有者の意向を前提としながら個別に検討することとする。 なお、史跡指定地においては、甲府城跡と直接的な関係のない記念碑等の新設は原則として認めない事とする。

城内の占用施設				
	施設名称	設置年月日	主な業務・活動内容	現況
1	恩賜林記念館	昭和28年5月17日	恩賜林保護団体が恩賜林御下賜40周年記念事業として、改めて御下賜に対して感謝すると共に、今後の保護活動を誓って建てられた。現在は主に講演会や研修会などの会場として使われている。	現状使用
2	武徳殿	昭和8年3月	正式名称は山梨県警察本部道場武徳殿である。明治30年設立の武徳会山梨県支部により運営された。戦後は米国進駐軍に接收され、また武徳会も戦争遂行の一翼を担ったものとして活動を禁止されたが、米兵撤退後は県有財産となり武道修練の利用に供されている。現在の所有は山梨県、管理は山梨県警察本部が行っている。	現状使用

城内・愛宕山石切場の記念碑				
	名称	設置年月日	建碑内容	現況
1	謝恩碑	大正11年3月	明治40年8月、山梨県が台風に襲われ多大の被害を被ったおり、明治天皇より御料地を賜った。その感謝の気持ちを表した碑。	本丸に現存
2	小田切謙明碑	昭和11年11月	自由新聞を明治12年5月設立。板垣退助と共に自由党を結成し、山梨県の文化の発展に努めた。	鍛冶曲輪に現存
3	明治天皇御製碑	大正13年11月	明治天皇が明治13年6月19日に来県し、その途中舞鶴城址にお立ち寄りになり歌を詠んだ。	鍛冶曲輪に現存
4	史跡 甲府城跡	昭和47年4月2日	史跡指定碑（県指定史跡）	稻荷曲輪に現存
5	明治天皇御澄臨之碑	昭和13年3月	明治天皇が明治13年6月、舞鶴城天守台跡に立ち県土を見た場所。	天守台に現存
6	園記碑	大正11年10月	浅野長政が甲府城を築城するために採石し、その後大木善右衛門がこの地に山荘を建て、文化に親しんだことを記した。	愛宕山石切場に現存
7	愛宕山荘碑	大正6年12月	大木善右衛門がこの地に別邸である山荘を建築した由来を記した。	愛宕山石切場に現存

e その他の要素

構成要素		保存管理方法
公益施設	花壇、日本庭園、あじさい公園、駐車場等	・当面は現状での利活用を図るが、将来の整備等に伴い、中長期的にはそのあり方について検討する。

2. 史跡指定地外

f 史跡の本質的価値に関連する要素

構成要素	保存管理方法
縄張り関連（曲輪（清水曲輪・屋形曲輪・楽屋曲輪・花畠等）・虎口等）、堀、石垣、地下遺構（近世：堀跡・大手門跡・柳門跡・山手門跡等）・遺物	<ul style="list-style-type: none"> 近代に大規模な改変を受け、県庁施設・鉄道関連施設・店舗等が立ち並び市街地化しているが、大手門跡・柳門跡など甲府城跡の価値を構成する城郭等の遺構や関連する遺構が遺されている。これらを適切に保護していくため、関係者と協議していく。 内城の範囲は埋蔵文化財包蔵地「甲府城跡」として周知されているが、史跡には指定されていないため、条件が調った箇所から関係者と協議し、追加指定していく。

g 史跡の本質的価値に準ずる価値を有する要素

構成要素	保存管理方法
甲府城下町遺跡（武田城下町遺跡との重複部分を含む）、近世以外の地下遺構・遺物	大部分は埋蔵文化財包蔵地として周知されているが、埋蔵文化財包蔵地の範囲を常に見直していく必要がある。

h 史跡の保存・活用に有用な要素

構成要素	保存管理方法
復元建造物（甲府市歴史公園山手御門）、遺構表示、便益施設（甲府城石垣展示室・ベンチ・説明板・案内看板・標識・駐車場等）、管理施設（照明・植栽・埋設管・排水施設等）	※指定地内を参照

i 近代以降の地域の歴史に関わる要素

構成要素	保存管理方法
山梨県庁別館、山梨県議会議事堂、旧睦沢学校校舎（藤村記念館）	※指定地内を参照

j その他の要素

構成要素	保存管理方法
各種建築物（県庁施設・鉄道関連施設・ビル・店舗等）、各種工作物（鉄道関連施設・道路等）	・市街地化の進展に伴い、各種建築物や工作物等については新設・改修等が生じてくるが、開発等に係る情報をもれなく察知する仕組みを整え、埋蔵文化財の保護や史跡景観の確保に努める。このためには、甲府市をはじめ関係者と密に情報共有し、協議を行っていくこととする。

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針及び取扱い基準

1. 制度の概要

史跡は、その価値を損なうことなく保存し、管理する必要があることから、文化財保護法（以下「法」という。）第125条の規定では、「史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」とされている。

「現状を変更する行為」とは、史跡等に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡等の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値が損なわれることがないよう、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

2. 法令上の基準

（1）現状変更を許可できない場合

- 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存管理の基準に反する場合
- 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

（2）現状変更等の許可が不要な行為

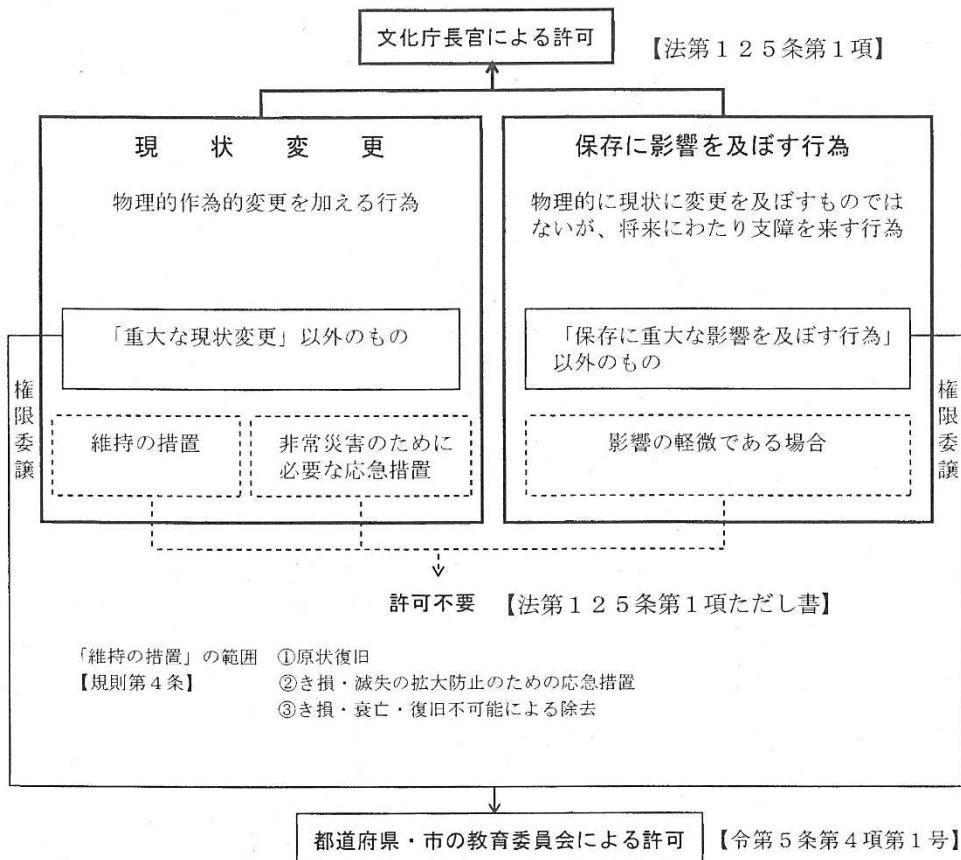
- 現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- 保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合

（法第125条第1項ただし書き）

「維持の措置」の範囲については、「特別名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に、史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合の、現状復旧、き損・衰亡の拡大防止のための措置、き損・衰亡・復旧不可能の場合による除却と示されている。

き損が生じた場合には、法第30条によるき損届、復旧する場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可制度について



<史跡名勝天然記念物（地域）関係>

- (イ) 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築
- (ロ) 指定面積150ha以上の史跡名勝天然記念物の第一種及び第二種低層住居専用地域における小規模建築物の新築・改築・増築
- (ハ) 工作物の設置・改修、道路の舗装・修繕
- (ニ) 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置・改修
- (ホ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置・改修
- (ヘ) 建築物等の除却（建築または設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る）
- (ト) 木竹の伐採
- (チ) 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

<天然記念物（種）関係>

- (リ) 天然記念物である動物の捕獲及び飼育、標識等の装着、血液その他の組織の採取
- (ヌ) 天然記念物である動物の動物園・水族館相互間での譲受け・借受け
- (ル) 天然記念物である鳥類の電柱に作られた巣の除却

<個別委譲関係>

- (ヲ) 史跡名勝天然記念物の「管理のための計画」を定めた都道府県又は市の教育委員会が申出をし、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域における現状変更等

※1 「工作物」には、以下のものを含む

- ①小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器

④木道

- ※2 法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設
- ※3 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む
- ※4 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。また、名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る

④木道

- ※2 法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設
- ※3 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む
- ※4 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。また、名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る

3. 甲府城跡における現状変更等の取扱いの基本方針

前節で示した、保存・管理の方向性と方法を踏まえ、史跡の本質的価値を構成する要素に悪影響を与える行為、地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を次のとおりとする。

ただし、史跡指定地は都市公園の範囲とほぼ重なることから、公園施設の維持管理等、公益上必要な行為については、史跡の本質的価値に影響を及ぼさない範囲で認めることとする。

- (1) 史跡の保存のための修理や、活用のために必要な復元整備、利用者の利便性を図るための施設整備に係る行為については、現状変更の取扱基準に照らし合わせ、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
- (2) 甲府城跡の調査研究のために必要な発掘調査等については、指導助言組織の意見を聞きながら進めることとする。調査の実施にあたっては、適切な調査区の設定を行い、遺構等への影響を最小限にとどめることとする。
- (3) 公益上必要な行為については、史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡景観の保護に対する配慮がなされたものに限り認める。

4. 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等許可が必要な行為

- ① 維持の措置
 - ア 史跡のき損、衰亡時の原状回復
 - ・石垣の石材等が部分的に外れた際に元の位置に戻す行為
 - ・大雨等により小規模な土砂の流出があった場合に、元の形状に復する行為
 - イ 史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置
 - ・土砂流出・崩落防止等に係る応急的な土嚢等の設置
 - (あくまでも応急措置としてのもので、小規模なものに限る。)
 - ウ 史跡の一部のき損、衰亡箇所の復旧が不可能な場合における当該部分の除去
 - ・曲輪の地形を構成する法面が崩落し、崩落箇所が危険な状態で現状復旧が不可能な場合の土石の撤去等

- ② 非常災害のために必要な応急措置
 - ア 大雨、台風、地震等の災害の際、又はその発生が明らかに予想される急迫の事態の場合にとる応急的な措置
 - ・崩落した土砂・落石等の撤去
 - ・土嚢や簡易な土留杭等の設置、立入禁止柵等の設置
 - ・来訪者等が避難するための工作物の設置等
- ③ 保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合
 - ア 指定地内における日常的な維持管理行為
 - ・清掃・除草等の日常的な管理行為
 - ・樹木の剪定、危険枝・支障枝の除去、抜根を伴わない倒木等の除去など植栽の維持管理行為
 - ・舗装の亀裂や凹凸など小規模な補修及び小規模不陸箇所への土砂の補充等
 - ・史跡整備関連施設（復元建造物・解説板等）や公園施設（四阿、柵、ベンチ、トイレ、外灯等）の地上部分の小規模な修理
 - イ 一時的な仮設物の設置
 - ・土地の掘削等を伴わない簡易的な工作物等（看板等）の設置（イベント等に伴う簡易的な仮設物についてもこれに含む。）
 - ・地形測量等に伴う、簡易的な杭の一時的な打設（打ち込みの深さについては、地下構造の状況を踏まえ事前協議を行うこととする。）

（2）甲府市教育委員会による許可が必要な行為

法第184条第1項第2号及び施行令第5条第5項第1号により、甲府市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は以下のとおりである。

① 小規模建築物で2年以内の期限を限って設置されるもの的新築、増築、改築

「小規模建築物」とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m^2 以下のものをいう。なお、建築とは建築物を新築し、増築、改築、又は移転することをいい、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に以下のように定められているものである。

- ア 新築とは、新たに建物を建築するもので、増・改築又は移転に該当しない建築をいう。
- イ 増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、次のいずれにも該当するものをいう。
 - 既存の建築と同一敷地内であること。
 - 既存の建築と用途が不可分であること。
- ウ 改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
- エ 移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

② 工作物（建築物を除く）の設置・改修

土地の形状の変更を伴わないものに限る。また、改修については、その工作物の設置の

日から 50 年を経過していないものに限る。

③ 道路の舗装・修繕

土地の形状の変更を伴わないものに限る。

④ 法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

史跡の管理に必要な施設とは、史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵を指し、これらについて史跡への影響が最小限のものについて許可する。

⑤ 電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の設置、改修

⑥ 建築物等の撤去

建築又は設置の日から 50 年を経過していないものに限る。

⑦ 木竹の伐採

⑧ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

これらの行為については、①史跡の保存・管理、活用、整備、景観の保全に必要なもの、②公益上必要なもの、③私有地にあっては所有者の生活上必要なものであって、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについては、文化財保護担当職員による工事立会等条件を付して許可することとする。

(3) 文化庁長官の許可が必要な行為

前述の現状変更許可が不要な行為の具体的な事例及び甲府市教育委員会による許可が必要な行為以外の行為については、文化庁長官の許可が必要となる。今後想定される事例についての許可基準は以下のとおりである。また、必要に応じて事前の発掘調査、工事立会等を実施することとする。

① 発掘調査等学術目的に実施する行為

調査の目的が史跡甲府城跡の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、また、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは許可する。

② 史跡の修理、復元整備

確認調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整備検討委員会等で十分に検討したものについては許可する。なお、修理については、必要最小限の範囲とし、復元整備で対象とするものについては、当保存活用計画で史跡の本質的価値を構成する要素として特定した建築物その他の工作物の遺構とする。

③ 地形の改変

復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。

④ 建築物の新築、改築、移転、除却

新築、改築、移転、除却については、史跡の保存、活用、整備、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについては許可する。

⑤ 工作物の新設、改修、修繕、除却

史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて許可する。

⑥ 地下埋設物の設置、改修

改修は、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備及び防災等は公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ許可する。新設は、史跡及び公

園としての保存・管理・整備及び防災等は公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で許可する。

⑦ 木竹の植栽、抜根

新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で、認めることとする。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則としてはその必要性と、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について実施する場合に許可する。ただし、実施にあたっては発掘調査等を行い遺構への影響を最小限にとどめることとする。

5. 史跡指定地外の区域の保存

現在、史跡甲府城として指定されている範囲は天守台や本丸を中心とした約 6ha であるが、築城に際しては独立丘陵である一条小山を切盛土し石垣を積み、内城の全周を堀で囲う大規模な普請が行われ、その総面積は約 18ha に及ぶと想定される。ここでは、指定地外に及ぶ範囲についての考え方を示す。

(1) 堀地区・曲輪地区

清水曲輪・屋形曲輪・楽屋曲輪・花畠など内城の範囲と、これらを囲む内堀の範囲である。この範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地「甲府城跡」となっている。一帯は近代に大規模な改変を受け、県庁施設・鉄道関連施設・店舗等が立ち並び市街地化しているが、甲府城跡の価値を構成する城郭等の遺構やそれに関連する遺構が遺されており、甲府城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。このため、その保存については、埋蔵文化財包蔵地の周知を徹底し、各種開発にあたっては関係機関との調整を図りつつ、遺構の保護についての理解・協力を求めていく等の取組みが必要となる。

また、この範囲は、甲府城の歴史的眺望や、史跡景観にも大いに影響する場所であるため、眺望・景観に対する理解・協力を併せて求めていくとともに、史跡の追加指定を含め、一帯を適切に保存していくことが必要である。

(2) 城下町地区

二の堀に囲まれた内郭である武家地、三の堀に囲まれた外郭である寺社地・町人地にあたる範囲である。この範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地「甲府城下町遺跡」となっている。これまで約 140 箇所の試掘調査や発掘調査が実施されており、堀跡や地割り、武家屋敷など城下町に関連する遺構が多く確認されている。しかしながら城下町の構造や性格の把握までには至っていない上、一帯の開発も進んでいることから、今後、甲府城跡と関連した遺跡としての調査研究を進め、適切な保護を図っていくことが必要である。

(3) 甲府城関連以外の遺跡について

周知の埋蔵文化財包蔵地「甲府城跡」及び「甲府城下町遺跡」の範囲は、甲府城跡の北方約 3 km の位置にある史跡武田氏館跡に関連する「武田城下町遺跡」の範囲と実質的に重複する箇所がある。実際、甲府城跡内からも、石臼や五輪塔など中世（甲府城築城以前）の石造物が出土しており、これらは、甲府城築城以前にこの地にあった一蓮寺関連の遺物と考えら

れる。また、甲府城跡内では近代化に伴う遺跡である「勧業試験場跡」や「葡萄酒釀造所跡」の遺構等が検出されている。甲府城下町遺跡では、古墳時代後期の遺跡が発見された例もある。このように、長い歴史の中で連綿と利用されてきた土地であることも理解しておくべきであろう。

第4節 追加指定と公有地化について

1. 追加指定

史跡の追加指定範囲については、内堀を含めた内城が含まれることが望ましいが、現状は、公有地、鉄道、商業地、民有地など複雑な構成を成している。

今後、重要な遺構の発見や学術的進展の中で、関連機関や関係者と条件が調べば、その保存を図るため追加指定を検討することとする。特に山手門については、城にとって重要な城門のひとつであり、甲府市による史跡整備が進められ活用が図られていることから、追加指定し、JR 架線によって分断された城域南側（現舞鶴城公園）と一体化した保存と活用を図っていく必要がある。

2. 公有地化

現史跡指定地は、ほぼ県有地であるが、一部民有地が含まれていることから、土地所有者の意向に沿いながら進めていくこととする。

○史跡指定地の取扱い

【地区名】

本丸地区

二の丸地区

稻荷櫓・数寄屋曲輪地区

鍛冶曲輪地区

現状

本丸を中心とする曲輪がある範囲。これら地区には、縄張りを構成する曲輪、虎口や石垣が顕在化されているほか、礎石や二重石垣などの地下遺構も良好に残されている。

保存管理方針

遺構を現状のまま保存することとし、史跡の保存・管理、活用、整備とこれに係る学術調査、公園の利活用に係る行為、災害復旧以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

【地区名】

堀地区

現状

鍛冶曲輪南側の水堀の範囲と、指定地南端の堀が埋め立てられた範囲。さらに稻荷曲輪北側の埋め立てられた箇所のうち指定地内の範囲。この地区には、堀が顕在化された箇所と、されていない箇所とが混在している。

保存管理方針

遺構を現状のまま保存することとし、史跡の保存・管理、活用、整備とこれに係る学術調査、公園の利活用に係る行為、災害復旧以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

【地区名】

石切場地区

現状

愛宕山麓の石切場の範囲。石切場跡の凹みは、のちに庭園の池として整備されたが、現在もこの池は残されており水が溜まった状態である。国有地であり、現状では史跡の範囲は塀で囲われている。

保存管理方針

遺構を現状のまま保存することとし、史跡の保存・管理、活用、整備とこれに係る学術調査、災害復旧以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

現状変更等の取扱基準

（1）建築物及び工作物の設置、改修、除却等

新設の建築物及び工作物については、史跡又は都市公園として必要なもの以外は認めない。公園管理上等で設置する施設等も、石垣や遺構に影響がないように、位置・工法・機能を熟慮の上、判断する。

改修や除却についても文化財の保護上影響のない既掘範囲は認めるが、石垣や地下遺構に影響のある場合には新設の構造物と同様に判断を行う。

（2）地下埋設物について

公益上、管理上必要な埋設物は、石垣や遺構に影響のない範囲で認める。また、施工時に重要な発見があった場合には速やかに協議し、文化財の保護対策を講じる。

（3）整備目的の発掘調査

発掘調査は、目的を明確にした上で適切かつ最小限の範囲で行うこととする。また、石垣修理に関連する調査も同様であり、方法・範囲及びその成果の検討、事業体制を整えた計画を明確にした上で判断する。

（4）歴史的建造物の取扱い

これまでに史跡指定地内で復元した歴史的建造物は、鍛冶曲輪門、内松蔭門、稻荷曲輪門、稻荷櫓、鉄門の5棟である。

歴史的建造物を復元することは、遺構や石垣にとってダメージもあり、本来的には望ましいことではない。しかしながら、門や櫓などの建物は、明治時代にはほぼすべて撤去され、堀も一部を残して埋め立てられた甲府城にとって、その歴史的旧景観を復元し、正しい歴史の理解と利活用を促進するため、協議の上で取扱を定める必要がある。当然のことながら外観、構造、機能、用途に関する歴史的構造的な情報を整えないまま、推定や憶測を主体とした考えで歴史的建造物を復元することは、甲府城や本県の正しい歴史を理解する上で障害となるため、認めることはできない。

今後、歴史的建造物の復元を検討する場合には、次の要件を満たさなければならない。

○遺構が残存するなど、発掘調査等によりその位置、規模、構造が検証できたもの、

　本計画の中で本質的価値を構成する要素として特定されているもの。

○絵図や指図等、古文書、その他資料で建物外観や構造など客観的な歴史資料が整っているもの。

○客観的な歴史資料をもとに、歴史的建造物の姿形や構造を史実として検証できるもの

○文化庁が示す方針を満たすもの

（5）植栽

○利用者にとって危険な樹木の除去等の対応については、維持の措置の範囲とする。

○城郭としての史跡景観を維持するため、新たに植栽を行う場合は、樹種・数量・管理方

法等について事前協議を行い、全体計画を立てた上で実施すること。

○新規の高木植栽等について、将来石垣や遺構に影響を及ぼす可能性がある場合は、原則として石垣の基礎部または天端部から3mの範囲は避けることとする。

○樹種や樹形は、城郭であることを配慮し歴史的に違和感のある樹木の植栽は認めない。また、樹形についても配慮することとする。

※全ての行為については、地下遺構に影響がないよう配慮すること。

(6) 石碑等の既存構造物

昭和44年刊行『甲府城総合調査報告書』（山梨県教育委員会）では、「甲府城跡を史跡として保存し、また公園として広く県民の利用に供する場所とするためには、将来、できるものからできるかぎり他へ移転することが望ましい」と提言している。

これを受け、平成元年度策定の「舞鶴城公園整備計画」では占用施設、記念碑について、公園の整備方針、雰囲気にあわないものや公園利用上不適切な位置にあるものは原則として移設（または用途を変更して利用）の検討を行うとしている。

以上の経過を踏まえ、引き続き実施可能なものから協議の上判断することとする。

第7章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

1. 現在の舞鶴城公園及び甲府市歴史公園を中心とする甲府城跡の旧城域は、迫力ある野面積み石垣や、階層的な城郭構造等築城期の城の姿が良好に残されている。これらは山梨県の歴史を語る貴重な文化財であるが、この本質的な価値を生かした活用を行うため、甲府城跡を、地域に開かれた歴史を体験する場として活用する。
2. 駅チカ・中心市街地という立地を生かし、観光資源としての活用を図る。
3. 県民の憩いの場として、史跡の価値の顕在化と都市公園機能の充実をバランスよく進める。

第2節 活用の方法

1. 史跡の本質的価値を伝えるための調査研究とその公開

- (1) 発掘調査や古文書・古絵図などの調査・研究を継続して実施し、その成果をパンフレットやホームページ等で積極的に公開するなどして、史跡の価値が正しく理解されるよう努める。また、発掘調査の成果を現地で公開する、整備工事の際に現地説明会を開催するなど、史跡という場で歴史を体感する機会を創出する。
- (2) 史跡の概要や調査成果等、甲府城跡の価値を正しく伝えるため、情報を一元化して公開するガイダンス施設の設置について検討する。
- (3) 石切場地区について総合的な調査を実施し、その調査成果を公開するとともに、城内の各地区と石切場地区とが一体となった活用を行う。

2. 周辺文化財等との交流

- (1) 地域の歴史の中での甲府城跡の位置付けや評価が不十分であるため、これに関する調査研究を進める。それらの成果を基にして、周辺文化財等とのつながりをもった活用を進めていく。
 - 1) 甲府市歴史公園山手御門等、史跡外の関連施設と連携させた活用
 - 2) 国史跡武田氏館跡との相互の連携と活用
 - 3) 県内に所在する史跡等と関連性を持たせた活用

3. 学校教育との連携による活用

- (1) 県内の小中学校では、地域の歴史や文化について学んでおり、遠足や校外学習の場として甲府城跡を訪れている。県教育委員会では『山梨県教育大綱』の中で、郷土への関心を深め、郷土を愛し、郷土に誇りをもてる心情を育むための郷土学習の推進を謳っており、教材「ふるさと山梨」を刊行しているが、これらを積極的に活用するなどして、甲府城跡の魅力を子どもたちに伝えていく。
 - 1) 出前授業の実施
 - 2) 歴史学習支援
 - 3) 甲府城跡での体験学習の実施

4. 社会教育との連携による活用

- (1) 広く一般を対象とした学習会、活用イベント、シンポジウム等を実施してきたが、ニーズを探りながら引き続き実施し、甲府城跡の価値・魅力を伝えていく機会を増やしていく。

- (2) 甲府城跡の価値を幅広く活用するため、県内にある社会教育施設と連携を図り、各施設の専門性を生かした繋がりを構築していく。
- 1) 一般を対象とした学習会等の実施
 - 2) 県民等の自主的学びの支援
 - 3) 山梨県立博物館、山梨県立考古博物館、甲府市武田氏館跡歴史館など、関連施設との連携

5. 地域における活用

- (1) 県民に親しまれる城として、史跡の保護・活用等に関して、県民の参加を検討していく。
- (2) ボランティアガイドとの関わりをより深め、来訪者に本来の史跡の姿を伝えられるよう調査研究に基づく最新の情報を提供するなど、ボランティアガイドの育成に努める。
- (3) 県内の各種団体の活動の場、学びの場として活用する。
 - 1) 県民活動との連携
 - 2) 県民活動の支援
- (4) 甲府駅を起点とする来訪者を甲府城跡へ誘導するためには、甲府駅構内や駅周辺の歴史的なエリアガイド等を充実させる必要がある。このために、公共交通機関等の関係機関との連携をはかることとする。

6. 観光資源としての活用

- (1) 甲府城とその城下町は、地形的条件を最大限に生かした、城郭を中心としたまちづくりが行われ、領国の政治経済の中心地として繁栄してきた場所である。特に甲府城跡の所在する甲府市中心市街地は、城の機能が失われた後も、行政、商業、居住、公共交通等の都市機能が集積され、生活・交流の中心として、また、山梨県の県都の顔として存在してきた。その一方で、近年、中心市街地の空洞化が進んでおり、『甲府市中心市街地活性化基本計画』では、策定にあたり実施された市民アンケートの結果を踏まえて、中心市街地を活性化し活用することで、コンパクトで効率的な街づくりを推進する必要性が説かれている。一方で、住民からは、この地域における魅力の減少が指摘されていることから、甲府城跡を中心とした城下町としての成り立ちを活かし、石垣や堀などで構成される城郭の景観を重要な資源と位置付けるなど、甲府城跡の本質的価値を生かした地域活性化を進めるとともに、この充実した文化的資源を観光にも活用していく。

 - 1) 甲府城跡の磨き上げを行い、魅力向上をはかる。
 - 2) ユニークベニューとしての史跡の活用

7. 都市公園・歴史公園としての活用

- (1) 史跡指定地のほとんどは舞鶴城公園として開放され、公園施設が整備されている。来訪者の憩いの場として、散策やレクリエーション等に利用されているほか、広場を活用して様々なイベントが開催されるなど、都市公園として活用されている。過去の公園整備事業の中でも、史跡の本質的価値を生かした整備が行われてきたが、今後も引き続き、史跡の価値を正しく伝える整備を実施していくとともに都市公園としての活用を図っていく。

(2) 中心市街地の回遊性の向上等の取り組みとの連携をはかり、甲府城跡の魅力向上に努める。甲府城跡と市街地を繋げ、市街地と人とを繋ぐことで、多様な交流や賑わいが生まれるよう、甲府城跡と市街地とが一体となった魅力的な空間づくり、回遊ネットワークの充実などを検討していく。

- 1) 都市公園としての活用
- 2) 史跡の本質的価値を伝えるための整備
- 3) 甲府城跡と中心市街地との融合をはかる。

8. 多様な来場者の実態調査と対応

(1) 活用の方針を検討するための基礎となる利用実態（来訪者数・来訪の目的・来訪者の性別・年齢構成・交通手段・滞在時間・周回パターン等）について把握するための方法を検討する。

第8章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

甲府城跡は、平成元年から実施された舞鶴城公園整備事業において、主として本丸地区・稻荷曲輪・数寄屋曲輪地区・鍛冶曲輪地区・堀地区（指定地内）の整備が行われたが、今後は、整備基本計画を策定し、史跡としての整備方針を定める必要がある。整備にあたっては、課題として挙げている、史跡の本質的価値の顕在化を念頭に置き、調査成果に基づいた史跡本来の姿を尊重した整備を目指すこととする。

第2節 整備の方法

1. 保存のための整備の方法

甲府城跡を確実に保存し、将来に伝えていくためには、甲府城跡の本質的価値である、石垣や堀等の地上遺構をはじめ、城郭を構成する自然地形や史跡景観、埋蔵文化財等を適切に保護する必要がある。そのためには、日常的な維持管理を適切に行うとともに、史跡内のき損箇所や変状の進行の把握を定期的に行い、き損及び危険個所を事前に察知した上で計画的な保存修理を実施していく。

また、発掘調査等を実施して史跡の内容確認に努め、専門家や学識経験者等で構成された組織等の助言や文化庁などの指導を踏まえ、それら成果を生かした整備を進めていく。

2. 活用のための整備の方法

甲府城跡の本質的価値を、児童・生徒や県民等に正しく伝えるため、学校教育や社会教育の場、地域に開かれた歴史を体験する場として活用できるよう、また日本国内のみならず海外からの来訪者にも対応できるような整備を行う。

また、甲府城跡の魅力向上につながるよう史跡本来の姿を正しく伝えるための工夫をするとともに、必要な便益施設等の整備を効果的に進め、中心市街地の回遊性の向上等の取り組みとの連携をはかることを目指す。

史跡指定地のほとんどは舞鶴城公園として開放され、来訪者の憩いの場として利用されているが、今後も引き続き、周辺環境や景観を含め、史跡の価値を正しく伝える整備を実施していく。史跡の価値の顕在化と都市公園機能の充実をバランスよく進めるため、現在の利用状況を念頭に置いた整備ゾーンに分けるなどして、来訪者のニーズに合った整備を進めていく。

第3節 地区ごとの整備の概要

具体的な整備の概要

区分	地区	項目	内容
整備 (保存)	共通	縄張り関連の整備	概して良好に保存されているが、改変されている箇所もあるため、利活用上の必要性と縄張り形態や城の正面性の保全・顕在化の観点から、総合的な検討を行う。
		石垣の修理等	孕み出し等の変状が見られる箇所については、現状把握や動態観測に努めるが、長期的には修理計画を立て、修理の方法等について検討する
		堀の整備	内城の範囲を画す重要な遺構であり、史跡景観に係る要素でもあるため、現存する水堀の遺構保護と水質保全の方針を定める。
		復元建造物・修景施設の維持管理等	適切に維持管理する方法を検討し、必要に応じて修理を行う。防災・防火対策については、必要な設備整備について総合的な検討を行う。
		樹木	・現存の樹木は、公園整備の一環で植樹されたものであり、史跡景観上、本来的な姿を表出していないことから、将来的な植栽のあり方については、史跡景観についての調査研究を踏まえた上で、整備計画の中で総合的に検討する。また、樹木のうち、史跡景観を保持する上で支障となっているものもあるため、適切な樹木管理を行う。
		便益施設・管理施設・インフラ施設の維持管理等	適切に維持管理し、計画的な改修を行うが、利活用上の必要性と史跡景観保全の観点から、その内容について総合的な検討を行う。
		歴史的建造物	建造物として歴史的な価値があり、現在も利用されているため、当面は現状を維持するが、将来の整備等に伴い、中長期的にはそのあり方について検討する。
		記念碑	当面は現状を維持し、適切に管理するが、甲府城の本質的価値とは直接的な関係はないことから、史跡景観の上でもその影響が見られるため、各地区の性格を考慮しながら長期的な方針を検討する。また、新設については原則として受け入れないとする。

整備 (保存)	本丸	復元建造物の維持管理	鉄門は、部分的に経年劣化が見られることから、き損箇所を把握し、計画的に修理する。また、火災報知設備を完備しているが、消火設備が未整備であるため、総合的な整備計画の中で設置について検討する。
	稻荷曲輪 数寄屋曲輪	復元建造物の維持管理	稻荷櫓は、部分的に経年劣化が見られることから、き損箇所を把握し、計画的に修理する。また、火災報知設備を完備しているが、消火設備が未整備であるため、総合的な整備計画の中で設置について検討する。 稻荷櫓門・数寄屋勝手門は、火災を察知する設備及び消火設備が未整備であるため、総合的な整備計画の中で、その方針について検討する。
	排水設備の改修		大雨時の排水が適切にできていないため、再整備を含め改修を検討する。
	鍛冶曲輪	地下遺構の価値の顕在化に係る整備	・埋設保存された米蔵跡の上には、公園管理施設が設置されているが、今後の改修等の際にはその位置について検討する。 ・勧業試験場跡、葡萄酒醸造所跡が埋設保存されているが、全体像については把握されていないため、計画的に発掘調査等を実施し、整備の方法について検討する。
		史跡景観の確保	日本庭園は、歴史的に存在しないものであるが、公園施設として来訪者に親しまれているものであることから、利活用上の必要性と史跡景観の保全・顕在化の観点から、そのあり方について検討する。
	堀（指定地内）	堀の整備	唯一存在する水堀は、現状ではその南側が埋め立てられているが、これは内城の範囲を画す重要な遺構であるとともに、大手門に隣接するという城の正面にあたる場所でもある。このように重要な要素であるのにも関わらず、その価値が顕在化されていないため、今後、甲府城跡の本質的価値の保全のために、整備の方針を検討していく。
		水堀の水質管理	水質浄化等の環境保全を適切に行う。
	石切場	石切場の整備	【愛宕山石切場】 発掘調査等の実施により価値を明らかにし、整備の方針を検討する。

整備 (活用)	共通	縄張り関連の整備	概して良好に保存されているが、改変されている箇所もあるため、利活用上の必要性と縄張り形態の保全・顕在化の観点から、総合的な検討を行う。
	堀の整備		現在残る水堀は、内城の範囲を画す重要な遺構であるとともに、大手門に隣接し、城の正面にあたる場所でもある。また、水堀と、曲輪を階層的に配置する縄張りの特徴を見渡せるという点で、史跡景観のビューポイントのひとつである。さらには、城と城下町とをつなぐ場所でもある。このため、調査を進めて甲府城跡の本質的価値を顕在化するための整備の方法を検討するとともに、城と中心市街地との融合をはかる方法について検討していく。
	石切場の整備		【城内の石切場】 その価値が顕在化されていない箇所については、総合的な整備計画の中で、説明板等の設置を検討する。
	復元建造物・修景施設の維持管理等		適切に維持管理する方法を検討し、必要に応じて修理を行う。防災・防火対策については、必要な設備整備について総合的な検討を行う。
	ガイダンス施設の整備等		甲府城跡の歴史や全体像を来訪者に分かりやすく伝えるため、ガイダンス施設等の設置を検討する。
	便益施設・管理施設・インフラ施設の維持管理等		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設については必要に応じて改修等を行うが、利活用上の必要性と、史跡景観保全の観点から、その内容については、整備計画の中で総合的に検討する。 ・各所に案内板が設置されているが、見学ルートを想定した城内誘導のあり方について検討する。 ・説明板や案内看板については、多言語化する。 ・樹木のうち、史跡景観の上で支障となっているものがあるため適切な樹木管理を行うとともに、植栽のあり方については、整備計画の中で総合的に検討する。 ・堀の水を安定供給するための方策を検討する。
	稻荷曲輪 数寄屋曲輪	石垣の価値の顕在化に係る整備	稻荷櫓石垣の線刻画については、その価値を顕在化させるよう説明板等の設置を検討する。

整備 (活用)		表示遺構の再整備	舞鶴城公園整備事業で整備した表示遺構については、所在が分かりにくいものもあるため、園路からアプローチできるよう見学ルートの明示の方法等について検討する。
	本丸 稻荷曲輪 数寄屋曲輪 鍛冶曲輪	転落防止柵の再整備	転落防止柵については、石垣等遺構への影響や史跡景観の保全に係る観点から、総合的な整備計画の中でそのあり方について検討する。
	石切場	石切場の整備	【愛宕山石切場】 発掘調査等の実施により価値を明らかにし、整備の方針を検討する。

第9章 運営・体制の方向性と方法

第1節 運営・体制の方向性

甲府城跡は、文化財保護法第113条の規定に基づき、山梨県が管理団体となっている。これにより史跡の保存のため必要な管理及び復旧については観光文化部が行っている。一方で、史跡はほぼ都市公園の範囲と重なっているため、公園の整備及び管理に関することは県土整備部が担当している。また、甲府城跡の所在地である甲府市が、文化財の保護・活用及び調査に関する仕事をはじめとして、周辺一帯の都市計画・景観計画や観光計画に関する仕事を担当している。今後、山梨県が管理団体として史跡の適切な保存・管理や活用を図っていくためには、県内部の庁内連携体制の充実や、外部の専門家や学識経験者及び文化庁などの行政オブザーバー等で構成された指導助言組織の設置など、史跡の保存活用の業務全般に係る適切な体制を整えることが必要である。

また、将来にわたって史跡の保存・活用を適切に、そして継続的に行っていくためには、行政側の体制整備だけでは十分とは言えず、県民が参画して史跡の保存活用に取り組むことが必要である。県民の参画は、甲府城跡に対する理解を促すとともに、史跡を身近な場として愛着を深めることにもつながる。このため、官民一体となった維持管理ができる体制づくりを進めていく。

第2節 運営・体制の方法

1. 管理者・管理団体

史跡甲府城跡の土地所有者は、ほぼ山梨県である。管理については、①土地・建物等の所有者としての管理、②史跡としての管理、③公園としての管理、の3つが複合的に存在することから、それぞれの管理者の責任や役割を整理し、役割分担等についての調整を行い、効率的な管理運営の実現を図る必要がある。

2. 日常的な維持管理、保存と活用に関する運営・体制の整備

史跡の適切な保存管理と有効な活用を目指す中で、日常的な維持管理は当面の間、現在の体制を維持することとする。運営・体制としては、史跡の保存・活用等を行う観光文化部、公園の維持管理等を行う県土整備部となる。両者については、日頃からの連絡を密にして情報共有を行い、互いの考え方の齟齬が生じないよう連携していくことが大切である。この運営・体制を核として、文化庁の指導のもとに県の関係部局や地域と連携した仕組みを構築する必要がある。特に、史跡の所在地である甲府市とは十分な連携をとり、一丸となって甲府城跡の保存管理・環境保全等を適切に遂行していく。

また、史跡の多面的な魅力を活用するためには、学校教育・社会教育・観光部局や関連組織、各種社会教育施設等との連携をはかることも必要である。

3. 指導・助言組織、行政オブザーバー等による指導・助言

これまでの甲府城跡の整備事業に関しては、各分野の専門家や学識経験者で構成された整備検討委員会を開催し、委員や文化庁の指導・助言のもと進めてきた経緯がある。今後は、本計画に基づき保存・管理、活用、整備等に係る事業を展開していくことになるが、その際には、適切な指導・助言を継続的に得られる体制のもと、効果的かつ円滑な事業運営を目指す。

4. 整備事業に関する運営・体制の整備

今後、整備事業を進めていくにあたっては、適切な推進体制の確立が必要である。また、石垣の日常的な維持管理については、長期的な展望のもと、引き続き継続的に取り組む必要があることから、役割を明確にした上で計画的に実施していく。そのためには、観光文化部の体制を強化し、県土整備部と連携をとりながら進めていく必要がある。

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施すべき施策と期間

第5章の大綱・基本方針及び第6章から第9章で定めた方向性・方法に基づき、甲府城跡の保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備について、今後進めるべき施策について整理し、短期的に実施すべきものと、中長期的に実施すべきものに分けて記載する。なお、調査等を進めていくなかで新たな検討課題等が生じてくることも考えられるため、必要に応じ継続的に取り組んでいく場合があることも想定しておく必要がある。

今後は、事業の必要性、緊急性等について随時検証し、社会情勢や財政状況等も考慮しながら整備を推進していくこととなる。なお、整備事業に係る基本方針や具体的な整備内容等については、整備基本計画を策定し具体化していくこととなる。特に、甲府城跡の堀及び愛宕山石切場の復元、ガイダンス施設のあり方については、現時点での考え方を示しておく。

1. 短期的に実施すべき施策

- 甲府城跡に関する調査を計画的・継続的に実施し、史跡の本質的価値をさらに明らかにする。また、それらを確実に保存していくため追加指定について検討するとともに、調査成果を積極的に公開していく。
- 甲府城跡を適切に保存・活用するため、本計画で定めた基本方針を軸とした「整備基本計画」を策定する。
- 縄張り・石垣・堀・石切場などの遺構を確実に保存していくため、日常的な維持管理を行い、現状を把握した上で、必要に応じて整備計画に反映させていく。特に石垣については、現状把握や動態観測を計画的かつ継続的に実施し、石垣カルテの更新等データの蓄積を行い、基礎資料を作成するとともに、「整備基本計画」に基づく整備を実施する。
- 甲府城跡とその城下町の価値を多様な来訪者に理解してもらうための整備を実施し、その価値を周辺地域の活性化につなげる方法について検討する。

- 甲府城跡の保存・活用のため必要な運営体制を確立し、効果的かつ円滑な事業運営を行うとともに、観光ボランティアガイド活動をはじめとする様々な市民団体との密接な協力体制の確立を目指す。

2. 中長期的に実施すべき施策

- 甲府城跡の保存・活用のための整備については、整備基本計画に基づき計画的に実施するとともに、発掘調査や文献・絵図等の歴史資料に関する調査・研究を継続して実施し、縄張りや遺構の解明を進める。
- 再整備を含めた遺構整備について検討すると同時に、史跡内の施設等の安全確保や環境整備を継続的に行う。
- 甲府城跡の史跡景観を維持するため、史跡周辺地区の景観まちづくりの方針等との調整をはかり、将来の景観計画等の見直しにあたっては、これを反映したものとなるよう関係機関と協議を行っていく。
- 甲府駅周辺の歴史的なエリアガイドの充実をはかるため関係者と協議し、指定地周辺の甲府城跡に関連する遺構の整備についても検討を行う。

3. 堀及び愛宕山石切場の復元整備とガイダンス施設等の検討について

- 鍛冶曲輪南側の水堀の南側延長部及び愛宕山石切場については、本計画において「今後の調査と活用方針を踏まえて整備方針を検討する必要がある」との基本方針が示されたことから、整備方法を検討し、遺構の顕在化に取り組む。
- 堀と愛宕山石切場の整備に際しては、各分野の調査を行い、これを整備内容に反映させる。また、調査成果や整備内容については積極的に公開し、県民や来訪者に史跡の価値を理解してもらい、史跡を身近に感じてもらえるよう努める。
- 史跡甲府城跡に係るガイダンス機能については、現状では稻荷櫓・鉄門・甲府城石垣展示室・甲府市歴史公園山手御門などの施設内での展示で担っている。しかしながら、甲府城全体についての理解を深めてもらう施設がないことから、既存施設の現状把握やこれらを結びつけた活用を含めて、一元的なガイダンス施設のあり方について検討する。

第〇表 短期的に実施すべき施策

項目	2020（令和2）年度	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
保存活用計画策定	[REDACTED]				
整備基本計画策定		[REDACTED]			
基本設計/実施設計			[REDACTED]		
文献・絵図等資料収集					
石垣調査					
発掘調査					
保存・活用整備			[REDACTED]		
管理・運営体制整備		[REDACTED]			

表〇表 実施計画の総括表

項目 / 期間	実施期間		備考
	短期的施策	中長期的施策	
基礎的な取組			
計画の策定	整備基本計画、実施計画、石垣整備計画等		
調査・研究	史料調査、発掘調査		
管理・運営体制	庁内の体制整備		
	国、県、市、地域活動団体等との連携		
	外部有識者等の指導・助言		
史跡指定地の保存・活用・整備に係る取組			
遺構の 保存整備	縄張り関連の 整備	改変部の整備方針の検討 改変部の整備の実施	
	石垣の整備	整備方針の検討	
		動態観測業務	
		実測調査	
		カルテの更新	
	堀の整備	石垣整備計画に基づく整備の実施	
		整備方針の検討	
		整備の実施	
	石切場の整備	水質管理	
		整備方針の検討	
	表示遺構	整備の実施	
		再整備について検討	
建造物の 保存整備	復元建造物の 保存・整備	文化財保護法上義務づけられている史跡境界標 の設置	
		維持管理計画などの作成	
		防火設備・消火施設等の整備	
	本質的価値以 外の要素の取 り扱い	上記建造物の経年劣化調査等の実施・改修の検 討	
		武徳殿・恩賜林記念館の取り扱いの長期的な方針 の検討	
		謝恩碑等の取り扱いの長期的な方針の検討	

項目/期間		実施期間		備考
		短期的施策	中長期的施策	
史跡指定地の保存・活用・整備に係る取組				
環境整備	自然環境	植栽計画の検討	[■]	
		史跡や復元建造物への影響を考えた適切な植栽計画に基づく樹木管理	[■■■]	
	施設の整備	整備方針の検討	[■■■]	
		防災対策の検討	[■■■]	
		緊急設備、危機・安全マニュアルの作成等緊急対応対策	[■■■]	
		上下水道・電気等インフラ施設保守・点検・改修	[■■■]	
		園路照明・ライトアップ照明等照明設備設置・保守・点検	[■■■]	
公開活用	啓発・学習	防犯カメラ等防犯施設の検討・設置	[■■■]	
		消火栓、防火水槽、自動火災報知機等消防設備設置・保守・点検	[■■■]	6ヶ月毎点検
		転落防止柵の再整備	[■■■]	
		ホームページ、パンフレット等による甲府城や城下町の歴史に関する情報提供の促進	[■■■]	
		発掘調査及び整備工事の現地説明会の開催	[■■■]	
		歴史講演会・史跡見学会・体験学習会の開催	[■■■]	
		ガイダンス施設等の検討・整備	[■■■]	
	案内表示	周辺文化財等との連携による活用	[■■■]	
		学校教育・社会教育との連携による活用	[■■■]	
	活用状況の把握	ボランティアガイドの育成	[■■■]	
		観光資源としての活用	[■■■]	
		都市公園・歴史公園としての活用	[■■■]	
	案内表示	説明板・案内看板等の保守・整備	[■■■]	
	活用状況の把握	利用者へのアンケート調査等の実施	[■■■]	
史跡指定地外に広がる城郭域の保存・整備に係る取組				
指定地外の保存整備	城郭遺構の明示	外堀・内堀等城郭関連遺構の標識・説明等の検討、設置	[■■■]	
	追加指定	山手門などにかかる追加指定の調査と検討	[■■■]	

第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡甲府城跡を確実に保存し、有効に活用するためには、将来にわたり持続的・継続的に維持管理に取り組むとともに、計画的に公開・活用や整備を行っていく必要がある。

このため、史跡の保存活用計画を策定後は、第5章から第9章までに述べた保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備、調査研究等の各分野について定期的・日常的に経過観察（モニタリング）することが必要である。具体的には、施策や事業の進捗状況を個別的及び全体的に把握するための指標を定め、定期的に自己点検を実施することにより、的確な改善方法を抽出し、史跡の保存・活用に係る施策等の効果的な推進を図る。

この経過観察は、文化財保護を担当する観光文化部文化振興・文化財課が中心となって施策・事業の経過観察を全体的に取りまとめ、教育や観光、まちづくりなどの関係部局とも連携し、その成果・結果を活用していく。

第2節 方法

1. 内部検証

内部検証は、年に1回、甲府城跡の保存・活用に関する内部部署（都市計画課、文化振興・文化財課、〇）が第〇表に示す自己点検表により、各々実施し、文化振興・文化財課が取りまとめることとする。

2. 評価

経過観察の結果の評価は、実施する事業の妥当性と効果、保存・活用の基本方針等への寄与などの観点から、文化振興・文化財課や関係部署で実施するとともに、史跡甲府城跡整備検討専門委員や行政オブザーバー等に報告し、専門家の立場からの評価や今後の対策などについて指導・助言を仰ぐこととする。

3. 経過観察後の問題の解決

経過観察により把握された課題を踏まえ、当初の目的が達成できるよう個別の施策や事業計画、運営の体制等について見直しを行う。また、本計画についても、施策、事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえ、必要と判断された場合は見直しを行うこととする。

第〇表 経過観察チェックシート（案）

史跡等の名称						
管理団体、所有者名						
項目	実施例				取組状況	
		未取組	計画中 である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)	
(1) 基本情報 に関すること	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3		
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握 はできているか	1	2	3		
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3		
(2) 計画策定 等に関すること	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3		
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されて いるか	1	2	3		
	ウ) 保存活用計画書の見直しは実施され ているか	1	2	3		
(3) 保存に関 すること	ア) 指定、選定時における本質的価値に ついて十分把握できているか	1	2	3		
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確 認はできているか	1	2	3		
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られてい るか	1	2	3		
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る 調査はされているか	1	2	3		
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3		
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されて いるか	1	2	3		
(4) 管理に関 すること	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3		
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理は されているか	1	2	3		
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地 域住民や関係機関との連携が図られてい るか	1	2	3		
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措 置を定め、実行しているか	1	2	3		
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されて いるか	1	2	3		
(5) 公開、活 用に関するこ と	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3		
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する 場となっているか	1	2	3		
	ウ) 市民の文化的活動の場となっている か	1	2	3		
	エ) まちづくりと地域のアイデンティ ティの創出がされているか	1	2	3		

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中 である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(5) 公開、活用 に関すること	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	キ) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ク) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関するこ	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関するこ	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	